

公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告します。

令和 6 年 11 月 29 日

島根県立浜田高等学校長 志波 英樹

1 入札に付する事項

(1) 件名

島根県立浜田高等学校 D X ハイスクール関連機器一式購入

(2) 入札案件の仕様等

仕様書のとおり

(2) 納入期限

令和 7 年 3 月 2 4 日（月）

(4) 納入場所

島根県立浜田高等学校（島根県浜田市黒川町 3749）

パソコン教室（特別教室棟 3 階）

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和 4 5 年島根県告示第 4 号）第 4 条の規定による入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目大分類「文具・事務用機器類」小分類「情報処理機器」に登載されている者であること。

(5) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であること。

(6) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

- (7)島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (8)島根県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

3 入札手続

(1)この案件は、電子入札対象案件であることから、入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができるものとする。

(2)落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

4 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和 6 年 12 月 12 日（木）正午までに、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2)提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3)期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 入札期間及び開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和 6 年 12 月 19 日（木）正午から令和 6 年 12 月 20 日（金）午後 4 時まで

(2)書面による入札の日時及び場所等

ア 日時

令和 6 年 12 月 20 日（金）午後 3 時から午後 4 時

イ 場所

島根県浜田市黒川町 3749 島根県立浜田高等学校 事務室

(3)開札の日時及び場所

ア 日時

令和 6 年 12 月 23 日（月）午前 10 時

イ 場所

島根県浜田市黒川町 3749 島根県立浜田高等学校 事務室

6 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和6年12月12日（木）までの間、電子調達システムにより交付する。なお、これによりがたい場合は次により交付する。

(1) 交付期間

本公告の日から令和6年12月12日（木）までの日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）ただし、12月12日（木）は正午まで。

(2) 交付場所

島根県浜田市黒川町 3749 島根県立浜田高等学校 事務室

7 その他

(1) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条第1項の規定により、見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2第1号、第3号及び第7号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その外やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがあり得る。

(5) 郵便入札

認めない。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9)不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（島根県立浜田高等学校）に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10)その他

詳細は、入札説明書による。